

家畜共済重要事項説明書

この重要事項説明書は、家畜共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ここに記載した重要事項のほか、ご契約に関する事項は「ホームページの定款や事業規程等」に掲載していますのでご確認ください。

なお、ご不明な点等がございましたら、恐れ入りますが下部に記載しております問合先までご連絡ください。

令和6年4月

目 次

No.	記 載 内 容	ページ
1	加入資格者	P. 3
2	加入申込みによる共済関係（契約）の成立	P. 3
3	引受審査	P. 3
4	補償対象家畜	P. 4
5	共済金の支払対象となる事故	P. 5
6	共済事故の一部事故除外（事故除外選択）	P. 6
7	共済金の支払額	P. 8
8	共済金が支払えない場合等	P. 9
9	待期間	P. 10
10	共済責任の開始及び共済責任期間（補償期間）	P. 11
11	共済掛金率	P. 11
12	共済価額	P. 11
13	共済金額（補償額）	P. 11
14	共済掛金	P. 12
15	共済掛金の納入方法	P. 12
16	共済掛金の納入期限の取扱い	P. 12
17	組合への通知義務	P. 13
18	期末調整 ※死亡廃用共済のみ	P. 13
19	共済関係の解除	P. 13
20	損害防止の義務	P. 14

1 加入資格者

加入できる方は、養畜の業務を営む方（自己の責任と計算において、営利を目的として反復継続して家畜を管理する方）であり、例えば単なる雇用人や一時的に他人の家畜を預かっている方、試験研究機関及び学校等公的機関は加入できません。また、家畜個体識別一括情報照会システム（以下、「牛トレサ情報」という）の利用に協力を得られない場合は加入できません。

肉豚については養畜の業務を営んでいる方ですが、農家単位引受方式への加入者は次の要件も全て満たす方となります。

- (1) 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積、その他肉豚の飼養頭数の確認のための必要な事項が把握できること。
- (2) 過去3年間において、母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後も当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。
- (3) 過去3年間において、飼養する母豚から出生した豚がその方の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めており、かつ、今後も飼養する母豚から出生した豚が、出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。
- (4) 過去3年間において、肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる卸売市場等に出荷しており、今後も当該卸売市場等に出荷することが確実であると見込まれること。

2 加入申込みによる共済関係（契約）の成立

- (1) 家畜共済の契約は、加入される方が、別に定めている家畜共済加入申込書に必要事項を記入のうえ、組合に申込みいただき、組合がその申込みを承諾したときに成立します。
- (2) 加入の仕方は、死亡廃用共済（家畜が死亡したとき及び廃用となった場合の補償）と疾病傷害共済（家畜が病気等に罹りその治療に要した経費の補償）があり、両方加入することもできますし、どちらか一方に加入することもできます。
- (3) 家畜共済に加入する組合員は、共済責任の開始前に、共済掛金期間中に飼養する見込みの包括共済区分※のすべての家畜について品種別・用途別に、期首もしくは導入予定時点の月齢別の頭数を申告していただきます。

※ 包括共済家畜区分・・・家畜共済では、制度の安定した運用と被害率抑制を目的に、農家単位で、乳牛、肉用牛などの種類等ごとに全頭加入いただいています。この種類等ごとの区分を『包括共済家畜区分』といいます。

3 引受審査

家畜の種類ごとに飼養する全ての家畜を申し込んでください。

なお、次に該当するものがあって、その危険の程度からみて、他の組合員との間に衡平を欠くおそれがある場合は加入することができません。また、個別共済関係にあっては、次のいずれかに該当する場合は加入することができません。

- (1) 疾病にかかり、若しくは傷害を受けているもの、又はその原因が生じているもの

- (2) 12歳を超える牛、明け17歳以上の馬又は6歳を超える種豚
- (3) 発育不全、衰弱、奇形、不具又は悪癖の著しいもの
- (4) 通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあるもの

4 補償対象家畜

補償対象家畜は、牛・馬・豚の3畜種です。各畜種とも加入に際しては年齢制限（加入資格）を設けており、牛の胎児・子牛については、加入者の申し出により補償の対象とすることができます。

また、加入者の方が飼養している家畜で、加入資格のあるものは、包括共済家畜区分ごとにまとめて全頭加入していただきます。

【包括共済関係】

対象家畜		包括共済家畜区分	
		死亡廃用共済	疾病傷害共済
牛	満24月齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの	搾乳牛	乳用牛
	満24月齢未満の乳牛の雌	育成乳牛	
	牛の胎児のうち乳牛であるもの		
	満24月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌牛	肉用牛
	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛	育成・肥育牛	
	牛の胎児のうち乳牛でないもの		
馬	満36月齢以上の馬の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌馬	一般馬
	繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬	育成・肥育馬	
豚	繁殖用の豚で、出生後5月の末日を経過したもの	種豚	種豚
	肥育を目的とする豚で、加入資格日齢は出生後第20日の日または離乳の日のいずれか遅い日から第8月の末日までのもの。 ※特定肉豚の場合には上限はありません。	肉豚	

注1 死亡廃用共済、疾病傷害共済はそれぞれ、包括共済の家畜区分ごとに付保割合（補償割合）〔死亡廃用共済〕、選択割合〔疾病傷害共済〕を選択し加入することができます。

注2 子牛等の補償を選択した場合、死亡廃用共済では棚卸資産的家畜（育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬）に子牛・胎児が、疾病傷害共済では子牛が補償の対象に含まれます。

注3 加入を選択した包括共済区分に含まれる家畜は、全て加入いただきます。一部

加入はできません。

注4 牛の胎児は、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日目に達した胎児が補償対象となります。

【個別共済関係】

家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付を受けている牛及び馬であって、家畜1頭ごとに加入します。区分は、「乳用種雄牛」、「肉用種雄牛」、「種雄馬」の3区分があります。

5 共済金の支払対象となる事故

家畜共済における共済事故は、牛、馬及び種豚は、死亡、廃用、疾病及び傷害、牛の胎児及び肉豚は死亡だけとなっています。

共済事故発生時に加入者が行わなければならない事項として、死亡、廃用、疾病及び傷害が発生した時は、すぐにその内容を組合に通知するとともに、獣医師の診療(検案)を求める必要があります。

なお、種豚及び肉豚が一般事故で死亡した場合、組合員が死亡豚の画像を組合に送信し通知することで検案を省略できることの選択ができます。詳細は組合にお問い合わせ願います。

<死亡廃用共済>

対象家畜の種類	共済事故	説明	
すべての家畜	死亡事故	死亡(と殺を除く)。 家畜伝染病予防法に基づく法令殺	
牛(胎児を除く)、 馬、種豚	廃用 事故	1号	疾病または不慮の傷害によって死にひんしたとき
		2号	不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき
		3号	骨折、は行若しくは両眼失明または牛伝染性リンパ腫、BSE その他農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき
		4号	盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実が明らかになった日の翌日から30日を下回らない範囲内において、事業規程等で定める期間以上生死が明らかでないとき
		5号	搾乳牛・育成乳牛、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の機能の喪失または伝染性疾患であって、当該家畜に係る共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったとき
		6号	搾乳牛・育成乳牛が治癒の見込みのない泌乳器の疾病または傷害であって、当該家畜に係る共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったとき
		7号	牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなとき

注1 死亡事故について、家畜伝染病予防法の規定により家畜の評価額の全額が手当金、特別手当金又は補償金として交付され、これらを原因とする死亡は共済事故から除外されますが、それは牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の患畜としてと殺されたことによる死亡及び牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の疑似患畜としてと殺されたことによる死亡並びに家畜伝染病予防法第17条の2第1項に規定する指定家畜（口蹄疫の患畜及び疑似患畜以外であっても殺す必要がある家畜）が殺処分されたことによる死亡です。

注2 3号廃用について、BSE または牛伝染リンパ腫は、と畜場で診断され全廃棄となった場合（家畜商等に譲渡した後にと畜場で診断され全廃棄されたことで、組合員等が売渡価格の一部または全部を家畜商等に返還または賠償した場合を含む）も、共済金の支払対象となります。

注3 7号廃用の対象家畜は、「育成乳牛」、「育成・肥育牛」となります。

<疾病傷害共済>

対象家畜の種類	共済事故	説明
牛（胎児を除く）、馬、種豚	病傷事故	疾病及び傷害 ※共済金の支払対象となる病気やけがなどにより、獣医師の診療を受けた場合です。

6 共済事故の一部事故除外（事故除外選択）

共済事故の選択とは、共済事故の一部を除外して加入する方法です。このことにより、掛金の負担を軽減することができますが、補償されない事故のリスクを加入者自ら負うこととなりますので注意願います。

共済事故の一部事故除外については、死亡廃用共済のみが対象であり、疾病傷害共済では事故除外の加入方式はありません。

また、共済事故を選択（事故除外）できる方は、包括共済関係（肉豚にあっては、農家単位引受方式）で加入し、下表の条件を満たす方です。

【事故除外方式の申出基準】

包括共済対象家畜	基準
搾乳牛、育成乳牛	ア 当該共済掛金期間の開始の時に於いて、現に飼養する搾乳牛または育成乳牛の頭数が6頭以上であること。 イ 搾乳牛または育成乳牛につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。
繁殖用雌牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬、育成・肥育馬、種豚	当該包括共済家畜区分に係る家畜につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

【死亡廃用共済における事故除外区分】

事故除外種類	対象家畜の種類	共済金支払対象とする事故		共済金支払いから除外する事故
1号のイ除外	搾乳牛、育成乳牛	火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
1号のロ除外	搾乳牛、育成乳牛	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の死亡事故 ・火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故 		通常の廃用事故
1号のハ除外	搾乳牛、育成乳牛	死亡事故	1号・2号・3号・4号・7号の廃用	5号、6号の廃用事故
2号のイ除外	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
2号のロ除外	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の死亡事故 ・火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故 		通常の廃用事故
2号のハ除外	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	死亡事故	4号・7号廃用	1号、2号、3号廃用事故
3号除外	繁殖用雌馬、育成・肥育馬	火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
4号のイ除外	種豚	火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
4号のロ除外	種豚	死亡事故	4号・7号廃用	1号、2号、3号廃用事故
5号除外	特定肉豚	火災・伝染性の疾病※1※2、自然災害による死亡事故	/	通常の死亡事故

※1 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。

※2 家畜伝染病にあつては患畜又は疑似患畜（と殺又は殺処分されたものにあつては家畜伝染病予防法第17条又は第20条の規定によるものに限る）、届出伝染病にあつては真症のもの。

7 共済金の支払額

<死亡廃用共済>

次の①、②の算出値のうち、いずれか小さい額を共済金としてお支払いします。

① = (事故家畜の評価額 - 肉皮等残存物価額 - 補償金) × 付保割合

② = 事故家畜の評価額 - 肉皮等残存物価額 - 補償金 - 手当金

※ ①の場合の残存物価額は、事故家畜の評価額の2分の1を限度とします。

※ 火災、伝染病及び自然災害を除いた通常の事故については、死廃共済金支払限度額の範囲内で共済金が支払われます。

※ ①、②の事故家畜の評価額とも、固定資産的家畜(搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚)については、期首または導入時点の月齢の価額を用い、棚卸資産的家畜(育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬)については、事故時点の月齢の価額を用います。

	固定資産的家畜	棚卸資産的家畜
引受時評価	期首・導入時点の月齢の評価	期末時点の月齢の評価
事故時評価	期首・導入時点の月齢の評価	事故時点の月齢の評価

※ 廃用の場合、肉皮等残存物価額は、廃用家畜の取引価格となります。廃用家畜の取引価格は、次により計算されます。

廃用家畜の取引価格 = 廃用家畜の売渡価格 - 売渡先への返還金

注1 特定事故(火災、伝染病(家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病及び届出伝染病)風水害等の自然災害)を除いた一般的な事故については、加入者単位に設定された死廃事故支払共済金限度額の範囲内で共済金が支払われます。

注2 共済金の請求には診断書(検案書)の提出が必要となります。さらに、廃用事故の場合は、業者の買受書、又は家畜販売代金精算書等の事故家畜の販売価額を明らかにする書類を組合に提出してください。廃用家畜は、枝肉(皮、内臓を含む)で販売することを原則とします。廃用家畜を枝肉(皮、内臓を含む)として販売(家畜商等に委託した場合を含む)する場合にあつては、当該廃用家畜のと畜、枝肉処理等を行った施設が発行した当該廃用家畜の枝肉重量、価額及び処理経費が記載された書類を組合に提出してください。

注3 盗難及び行方不明等の場合には盗難被害届、または遺失物届の証明書もしくは届出書の写しを提出してください。

<疾病傷害共済>

病傷事故に係る治療費は、病傷給付点数の範囲内であれば何回受診しても共済金として支払われます。ただし、病傷給付基準及び限度点数の範囲を超えた診療費並びに初診料は、加入者の負担となります。

共済金を請求するときは、診断書を組合に提出してください。ただし、指定獣医師の診療を受けた場合で、その診療に係る共済金の受領を指定獣医師に委任するときは、家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状を組合に提出してください。なお、組合獣医師及び組合嘱託獣医師の診療を受けた場合は、限度点数以内は給付対象の診療が共済金の支払いとなりますので共済金の請求は必要ありません。

令和2年1月1日以後に責任を開始するものからは初診点数が共済金の支払対象

になり、初診点数を含む診療費の総額のうち1割が加入者の自己負担になります。

(共済金から除外される分を除く)

家畜共済診療点数表等で定められた初診点数は1,440円です。診療を受けた獣医師が定めている初診料との差額は、直接お支払い願います。

8 共済金が支払えない場合等

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金の全部または一部をお支払いできないことがありますのでご留意願います。

- (1) 通常すべき管理その他損害防止の義務を怠った場合
 - ・牛トレーサビリティ法に基づく家畜改良センターへの届出等及び飼養家畜の個体管理を行っていないために個体情報の確認が困難な場合も含まれます。
- (2) 損害防止の処置に従わなかった場合
- (3) 損害発生通知など通知義務を怠った場合
 - ・提出を遅延した場合、その日数により組合の理事会で定めた免責割合が適用されます。
- (4) 損害発生通知が遅延したことにより対象物が損なわれ、共済事故、死亡年月日、飼養状況(損害防止の適否)等が現地で確認できない場合
- (5) 共済掛金の払込みを遅延した場合
 - ・掛金の分納を行った場合に、第2回目以降の共済掛金の払込みを遅滞し、2週間の猶予期間を経過したときは、払込期限後共済掛金が払込まれるまでの間に発生した事故は全額免責となります。
- (6) 告知義務違反
 - 包括共済関係の申込みの際、次の事実又は事項につき、悪意または重大な過失によってこれを通知せず、または不実の通知をしたとき
 - ・疾病に罹り若しくは傷害を受けているものがあること、または疾病若しくは傷害の原因が生じているものがあること
- (7) 死亡廃用共済に付された家畜であって、廃用に係るものを組合の承諾を得ずにと殺し、または譲り渡した場合(緊急にと殺し、または譲り渡す必要があったこと、及び牛伝染性リンパ腫またはBSEに罹っていることを知らずにと殺し、または譲り渡したことにつき、重大な過失がないことを除く)
- (8) 加入の際に病傷の状態にあった家畜、またはその原因が生じていた病傷によって損害が生じたときは全額免責になります。
- (9) 戦争、その他の変乱によって生じた損害
- (10) 加入者の悪意又は重大な過失によって不実の通知をしたときは、全額免責となります。
- (11) 牛伝染性リンパ腫による死廃事故について、牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置※を実施していないときは、4割免責となります。
また、と場において、牛伝染性リンパ腫と診断され全部廃棄となったことがわかる書類を受け取った後、3日を超えて組合に事故の発生通知をしなかったときは、1割免責となります。

※牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置

- 1) 同一の注射針を複数の牛に使用しないこと

- 2) 直腸検査及び人工授精時に使用する直検手袋を1頭ごとに必ず交換すること
 - 3) 妊娠鑑定時に用いるエコープローブをカバーで被覆して1頭ごとに交換すること
 - 4) 除角器具、去勢用具、削蹄器具、耳標・鼻環の装着器具等の血液が付着する物品は、洗浄、消毒して使用すること。なお、洗浄と消毒に使用する容器は別容器とすること
- (11) 家畜共済の共済金の支払いに不足を生じる場合には、家畜共済に係る不足金填補準備金並びに特別積立金の合計額をその支払いに充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減して支払われる場合があります。

9 待期間

新規に共済掛金期間が開始した日から2週間（この期間を待期間と言います）以内に事故があっても、事故の原因が共済掛金期間の開始後であることが明確でない場合は、補償を受けることができません（導入された家畜については、導入の日の翌日から2週間が待期間となります）。

なお、共済加入者間で取引された家畜（取引前2週間以上前に加入している個体で、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に当該組合員の共済関係に付された個体）は、事故の原因が共済掛金期間の開始後であることが明確でない場合の事故でも、共済金を請求することができます。

この場合においては、導入前の飼養者が指定の様式（申出書）により加入情報を組合に提出していることが前提となります。導入前の飼養者に該当したときのため、情報の開示を承諾いただきますようお願いいたします。

ただし、共済加入者間での取引であったとしても、事故が導入前に発生していた場合（持込事故）には、補償を受けることはできません。

◇ 待期間中の事故であっても共済金請求ができる場合

家畜の導入など共済掛金開始日から2週間以内（待期間）に発生した死産事故及び病傷事故は、原則として共済金が請求できませんが、事故原因が加入後であることが明らかなケースは、共済金が請求できる場合がありますので、家畜の導入及び事故の発生がありましたら速やかに組合へご連絡ください。

【請求可能な事故の例】

分類	事故	事故原因
外傷	切創、挫創、骨折、脱臼、焼死、圧死、溺死など	受傷、滑走、転倒、火災、自然災害など
突発的に発症する病気	中毒など	有害な飼料の摂取など
分娩に起因する病気	乳熱、子宮脱、新生子の生後の感染症など	分娩、新生子の生後感染
その他	事故原因が加入後にある母牛の死亡または廃用に伴う胎子死	母牛の死亡または廃用

【請求方法】

- ① 事故原因の発生した時点が明記された診断書（検案書）
※ 共済団体の家畜診療所、嘱託・指定獣医師の診療を受けている場合、提出は不要です。
 - ② 事故原因の特定を目的に検査した場合は、検査結果を証明したもの
※ 検査を外部へ依頼した場合は、検査機関等が証明したもの
 - ③ 火災による事故の場合は、罹災証明書
 - ④ 「母牛の死亡又は廃用に伴う胎子死」の場合は、授精（種付・移植）証明書
- なお、事故発生通知や飼養管理を怠った場合、重大な過失があった場合などは、共済金を支払いできない場合があります。

10 共済責任の開始及び共済責任期間（補償期間）

事故が発生したときの補償（以下「共済責任」といいます）は、加入される方が掛金を組合に納めた日の翌日から開始します。共済責任期間は原則として1年間となり、既に共済関係が成立している契約の始期または終期に共済掛金期間を統一する場合に限り、短期引受ができます。

11 共済掛金率

農林水産大臣が過去一定年間（原則3年間）の被害率（被害の程度）を基礎として、3年ごとに共済掛金標準率を定め、これを基に事故発生率（損害率）に応じて、死亡廃用共済は21段階、疾病傷害共済は41段階の危険段階掛別共済掛金率を設定します。

組合員に適用される掛金率は、過去10か年の事故発生率（損害率）を基礎に、該当する危険段階区分の掛金率を適用します（毎年度、適用する掛金率を見直します）。

農林水産大臣から告示される共済掛金標準率を中間値とし、事故発生率が低い組合員ほど掛金率は低く設定され、事故発生率が高い組合員ほど掛金率が高く設定される仕組みとなっています。

12 共済価額

家畜の価額を合計した額を共済価額といいます。家畜の価額は、家畜市場又は食肉市場から得られる平均取引価格等を踏まえ、包括共済家畜区分、品種ごと、月齢ごとの評価額の基準（評価基準）を設定し、評価額を決定します。

13 共済金額（補償額）

<死亡廃用共済>

共済金額（補償額）＝共済価額×付保割合（補償割合）※

※ 付保割合（補償割合）は共済価額に対し、2割から8割（肉豚は4割から8割）までの間で加入者が選択できますが、補償の充実の観点から8割の選択をお薦めしています。

<疾病傷害共済>

共済金額 = 病傷共済金支払限度額※を超えない範囲内において加入者が申出た金額

※ 病傷共済金支払限度額 = 共済掛金期間の開始時における家畜の価額の合計※1 × 病傷共済金支払限度率※2 × 短期係数

※1 共済掛金期間の開始時における家畜の価額の合計は、農林水産大臣が定める1頭当たりの価額（50万円）×頭数が限度となります。

※2 病傷共済金支払限度率は、農林水産大臣が定めます。

14 共済掛金

<死亡廃用共済>

共済掛金 = 共済金額 × 危険段階別共済掛金率 × 短期係数

国庫負担共済掛金 = 共済金額 × 基準共済掛金率 × 短期係数
× 国庫負担割合

農家負担共済掛金 = 共済掛金 - 国庫負担額※

<疾病傷害共済>

共済掛金 = 共済金額 × 危険段階別共済掛金率

国庫負担共済掛金 = 共済金額 × 基準共済掛金率 × 国庫負担割合

農家負担共済掛金 = 共済掛金 - 国庫負担額※

※ 国庫負担額を定める国庫負担割合は、国庫負担限度額までは牛及び馬は50%、豚は40%です。

※ 農家負担掛金の他に加入いただく家畜の種類ごと、規模ごとに応じた事務費賦課金をご負担頂きます。

15 共済掛金の納入方法

共済掛金期間開始の時に全額お支払いいただく一括納入と2回又は4回に分けてお支払いいただく分割納入があります。

分割納入は、包括共済家畜区分ごとに農家負担掛金が5万円以上の場合に限ります。分割納入する場合には保証人または担保が必要となりますので、加入時に申し出いただくとともに、組合が提示する分割納入申請書兼確約書を提出いただくこととなります。

16 共済掛金の納入期限の取扱い

共済掛金の納入期限（分割納入は第1回目の納入期限）は、共済掛金期間開始の前日となります。（第2回目以降は第1回目の共済掛金の納入期限の日の翌日から起算して、当該共済掛金期間の月数を2回又は4回で除して得た月数を経過するごとの日までとなります。）

ただし、継続加入の場合、納入期限は2週間猶予されます。

17 組合への通知義務

次の場合、加入者から組合への通知が義務づけられています。この通知義務を怠ったり遅れたりすると、共済金の全部または一部が支払われないことや、既に支払った共済金の一部を返還していただく場合がありますので、ご留意願います。

<共通>

- (1) 家畜に去勢、その他大きな手術をするとき。
- (2) 放牧や共進会に出陳するとき。
- (3) 家畜に管理人を定めるときや飼養場所を変えるとき。

<死亡廃用共済>

- (1) 次の異動が生じたとき。
 - ア 農場の譲受、畜舎の増築等、養畜業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる家畜の譲受け。
 - イ 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる家畜の譲受け。
 - ウ 養畜業務の規模の著しい変更に伴い、共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。
- (2) 家畜が死亡または廃用になったとき。
- (3) 母牛が死亡廃用共済に加入していない又は事故除外している場合であっても、胎児が死亡廃用共済に加入している場合は、母牛が死亡あるいは廃用の条件を満たす状態となったとき。
- (4) 家畜が行方不明になったとき。
- (5) と畜場において、BSE または牛伝染性リンパ腫と診断されたとき。

<疾病傷害共済>

- (1) 次の異動が生じた場合であって、共済金額の変更を希望するときは、異動日から2週間以内に組合に申し出てください。
 - ア 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと。
 - イ 養畜業務の規模の著しい変更に伴い、共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

18 期末調整 ※死亡廃用共済のみ

加入者は共済掛金期間終了後（期末）、速やかに牛トレサ情報、飼養状況等（共済掛金期間中に導入、出荷等の牛等の異動を把握）を整理し、組合に連絡してください。整理後、提出いただいた牛トレサ情報、飼養状況に基づき、組合は当該共済掛金期間の引受を再計算し直します。

共済価額に差額が生じた場合、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収または返還します。

19 共済関係の解除

- (1) 家畜共済から収入保険制度に移行する場合

期末調整に準じて、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を

再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収または返還を行います。収入保険制度に移行する場合は組合に申し出てください。

(2) 養畜の業務の全部又は一部を止めた場合

死亡廃用共済では期末調整に準じて、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収、または返還します。疾病傷害共済では未経過分の共済掛金を日割で計算した金額を返還します。

養畜の業務の全部又は一部を止めたことに伴い家畜共済の共済関係を解除するときは組合に申し出て下さい。

(3) 告知義務違反による共済関係の解除

加入申込みの際に、故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

(4) 重大事由による共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

ア 共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

イ 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

ウ 牛トレサ情報または組合員の帳簿その他飼養管理等の記録を利用して、家畜の飼養頭数を効率的に確認することにつき、組合員の協力を得られない場合。

20 損害防止の義務

加入者は、加入した家畜について通常の管理及び損害防止を行うとともに、事故が発生したときはその防止軽減に努めてください。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止及び軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあることについてご留意願います。

詳しくは、組合担当者にお問い合わせください。

令和6年度家畜共済の評価基準及び評価額（評価資料）

令和6年度評価基準及び評価額(評価資料)を次のとおりとする。

なお、種豚以外の包括共済家畜区分については、雌雄の両方に適用する。

1 育成乳牛

(単位:千円)

月齢	価額
0	69
1	88
2	107
3	126
4	145
5	164
6	183
7	202
8	221
9	240
10	259
11	278
12	297
13	316
14	335
15	354
16	373
17	392
18	411
19	430
20	449
21	468
22	487
23	502

2 搾乳牛

(単位:千円)

月齢	価額
24	517
25	532
26	532
27	532
28	532
29	532
30	532
31	532
32	532
33	532
34	532
35	532
36	532
37	532
38	532
39	532
40	532
41	532
42	532
43	524
44	516
45	508
46	500
47	492
48	484
49	476
50	468
51	460
52	452
53	444
54	436
55	428
56	420
57	412
58	404
59	396
60	388
61	380
62	372
63	364

月齢	価額
64	356
65	348
66	340
67	332
68	324
69	316
70	308
71	300
72	292
73	284
74	276
75	268
76	260
77	252
78	245
79	237
80	229
81	221
82	213
83	205
84～	197

3 育成・肥育牛(繁殖用雌牛の育成牛を除く)

(1) 黒毛和種
(単位:千円)

月齢	価額
0	135
1	182
2	230
3	277
4	324
5	372
6	419
7	467
8	514
9	561
10	609
11	645
12	681
13	717
14	753
15	788
16	824
17	860
18	896
19	932
20	968
21	1,004
22	1,040
23	1,076
24	1,112
25	1,148
26	1,184
27	1,220
28	1,256
29	1,292
30～	1,328

(2) 褐毛和種
(単位:千円)

月齢	価額
0	131
1	173
2	215
3	257
4	299
5	342
6	384
7	426
8	468
9	511
10	553
11	583
12	613
13	643
14	673
15	703
16	733
17	763
18	793
19	823
20	852
21	882
22	912
23	942
24	972
25	1,002
26	1,032
27	1,062
28	1,092
29	1,122
30	1,152
31	1,182
32	1,212
33	1,242
34～	1,272

(3) 交雑種
(単位:千円)

月齢	価額
0	116
1	141
2	166
3	190
4	215
5	240
6	265
7	290
8	315
9	337
10	360
11	382
12	404
13	427
14	449
15	471
16	494
17	516
18	538
19	561
20	583
21	606
22	628
23	650
24	673
25	695
26	717
27～	740

(4) 乳用種
(単位:千円)

月齢	価額
0	39
1	53
2	68
3	83
4	98
5	113
6	127
7	142
8	157
9	172
10	187
11	202
12	216
13	231
14	246
15	261
16	276
17	291
18	305
19	320
20	335
21	350
22～	365

4 育成・肥育牛(繁殖用雌牛の育成牛に限る)

(1) 黒毛和種
(単位:千円)

月齢	価額
0	135
1	177
2	218
3	260
4	302
5	343
6	385
7	427
8	469
9	510
10	552
11	575
12	598
13	622
14	645
15	668
16	691
17	714
18	738
19	761
20	784
21	807
22	830
23	854

(2) 褐毛和種
(単位:千円)

月齢	価額
0	131
1	168
2	205
3	242
4	279
5	316
6	353
7	390
8	427
9	465
10	502
11	525
12	548
13	571
14	594
15	618
16	641
17	664
18	687
19	710
20	734
21	757
22	780
23	803

(3) 交雑種
(単位:千円)

月齢	価額
0	116
1	135
2	153
3	172
4	191
5	210
6	229
7	247
8	266
9	285
10	308
11	331
12	354
13	378
14	401
15	424
16	447
17	470
18	494
19	517
20	540
21	563
22	586
23	609

5 繁殖用雌牛

(1) 黒毛和種

月齡	価額	月齡	価額
24	877	64	807
25	900	65	798
26	900	66	789
27	900	67	780
28	900	68	770
29	900	69	761
30	900	70	752
31	900	71	743
32	900	72	733
33	900	73	724
34	900	74	715
35	900	75	706
36	900	76	696
37	900	77	687
38	900	78	678
39	900	79	669
40	900	80	659
41	900	81	650
42	900	82	641
43	900	83	632
44	900	84	622
45	900	85	613
46	900	86	604
47	900	87	595
48	900	88	585
49	900	89	576
50	900	90	567
51	900	91	558
52	900	92	548
53	900	93	539
54	900	94	530
55	891	95	521
56	881	96	511
57	872	97	502
58	863	98	493
59	854	99	484
60	844	100	474
61	835	101	465
62	826	102	456
63	817	103	447

(単位:千円)

月齡	価額
104	437
105	428
106	419
107	410
108~	400

(2) 褐毛和種

月齡	価額	月齡	価額
24	826	64	749
25	849	65	739
26	849	66	729
27	849	67	719
28	849	68	708
29	849	69	698
30	849	70	688
31	849	71	678
32	849	72	668
33	849	73	658
34	849	74	648
35	849	75	638
36	849	76	628
37	849	77	618
38	849	78	608
39	849	79	598
40	849	80	588
41	849	81	578
42	849	82	567
43	849	83	557
44	849	84	547
45	849	85	537
46	849	86	527
47	849	87	517
48	849	88	507
49	849	89	497
50	849	90	487
51	849	91	477
52	849	92	467
53	849	93	457
54	849	94	447
55	839	95	437
56	829	96	427
57	819	97	416
58	809	98	406
59	799	99	396
60	789	100	386
61	779	101	376
62	769	102	366
63	759	103	356

(単位:千円)

月齡	価額
104	346
105	336
106	326
107	316
108~	306

(3)交雑種

(単位:千円)

月齡	価額
24	633
25	656
26	656
27	656
28	656
29	656
30	656
31	656
32	656
33	656
34	656
35	656
36	656
37	656
38	656
39	656
40	656
41	656
42	656
43	656
44	656
45	656
46	656
47	656
48	656
49	656
50	656
51	656
52	656
53	656
54	656
55	649
56	643
57	636
58	630
59	623
60	617
61	610
62	604
63	598

月齡	価額
64	591
65	585
66	578
67	572
68	565
69	559
70	552
71	546
72	539
73	533
74	526
75	520
76	513
77	507
78	500
79	494
80	487
81	481
82	474
83	468
84	461
85	455
86	448
87	442
88	435
89	429
90	422
91	416
92	409
93	403
94	396
95	390
96	383
97	377
98	371
99	364
100	358
101	351
102	345
103	338

月齡	価額
104	332
105	325
106	319
107	312
108~	306

6 育成・肥育馬

(1) 農用馬

月齡	価額
0	1,187
1	1,221
2	1,256
3	1,290
4	1,325
5	1,359
6	1,394
7	1,428
8	1,463
9	1,497
10	1,531
11	1,566
12	1,600
13	1,635
14	1,643
15	1,651
16	1,659
17	1,667
18	1,675
19	1,683
20	1,692
21	1,700
22	1,708
23	1,716
24	1,724
25	1,732
26	1,740
27	1,748
28	1,757
29	1,765
30	1,773
31	1,781
32	1,789
33	1,797
34	1,805
35	1,813

(単位:千円)

月齡	価額
36	1,821
37	1,821
38	1,821
39	1,821
40	1,821
41	1,821
42	1,821
43	1,821
44	1,821
45	1,821
46	1,821
47	1,821
48	1,821
49	1,821
50	1,821
51	1,821
52	1,821
53	1,821
54	1,821
55	1,821
56	1,821
57	1,821
58	1,821
59	1,821
60～	1,821

(2) 中格馬

(単位:千円)

月齡	価額
0	593
1	610
2	628
3	645
4	662
5	679
6	697
7	714
8	731
9	748
10	765
11	783
12	800
13	817
14	821
15	825
16	829
17	833
18	837
19	841
20	846
21	850
22	854
23	858
24	862
25	866
26	870
27	874
28	878
29	882
30	886
31	890
32	894
33	898
34	902
35	906

月齡	価額
36	910
37	910
38	910
39	910
40	910
41	910
42	910
43	910
44	910
45	910
46	910
47	910
48	910
49	910
50	910
51	910
52	910
53	910
54	910
55	910
56	910
57	910
58	910
59	910
60～	910

(3)小格馬

(単位:千円)

月齡	価額
0	237
1	244
2	251
3	258
4	265
5	271
6	278
7	285
8	292
9	299
10	306
11	313
12	320
13	327
14	328
15	330
16	331
17	333
18	335
19	336
20	338
21	340
22	341
23	343
24	344
25	346
26	348
27	349
28	351
29	353
30	354
31	356
32	357
33	359
34	361
35	362

月齡	価額
36	364
37	364
38	364
39	364
40	364
41	364
42	364
43	364
44	364
45	364
46	364
47	364
48	364
49	364
50	364
51	364
52	364
53	364
54	364
55	364
56	364
57	364
58	364
59	364
60~	364

7 繁殖用雌馬

(1) 農用馬

(単位:千円)

月齡	価額
36	1,821
37	1,821
38	1,821
39	1,821
40	1,821
41	1,821
42	1,821
43	1,821
44	1,821
45	1,821
46	1,821
47	1,821
48	1,821
49	1,821
50	1,821
51	1,821
52	1,821
53	1,821
54	1,821
55	1,821
56	1,821
57	1,821
58	1,821
59	1,821
60	1,821
61	1,821
62	1,821
63	1,821
64	1,821
65	1,821
66	1,821
67	1,821
68	1,821
69	1,821
70	1,821
71	1,821
72	1,821
73	1,821
74	1,821
75	1,821

月齡	価額
76	1,821
77	1,821
78	1,821
79	1,821
80	1,821
81	1,821
82	1,821
83	1,821
84	1,821
85	1,821
86	1,821
87	1,821
88	1,821
89	1,821
90	1,821
91	1,815
92	1,809
93	1,803
94	1,797
95	1,790
96	1,784
97	1,778
98	1,772
99	1,766
100	1,760
101	1,753
102	1,747
103	1,741
104	1,735
105	1,729
106	1,722
107	1,716
108	1,710
109	1,704
110	1,698
111	1,691
112	1,685
113	1,679
114	1,673
115	1,667

月齡	価額
116	1,661
117	1,654
118	1,648
119	1,642
120	1,636
121	1,630
122	1,623
123	1,617
124	1,611
125	1,605
126	1,599
127	1,592
128	1,586
129	1,580
130	1,574
131	1,568
132	1,561
133	1,555
134	1,549
135	1,543
136	1,537
137	1,531
138	1,524
139	1,518
140	1,512
141	1,506
142	1,500
143	1,493
144	1,487
145	1,481
146	1,475
147	1,469
148	1,462
149	1,456
150	1,450
151	1,444
152	1,438
153	1,432
154	1,425
155	1,419

月齡	価額
156	1,413
157	1,407
158	1,401
159	1,394
160	1,388
161	1,382
162	1,376
163	1,370
164	1,363
165	1,357
166	1,351
167	1,345
168	1,339
169	1,332
170	1,326
171	1,320
172	1,314
173	1,308
174	1,302
175	1,295
176	1,289
177	1,283
178	1,277
179	1,271
180~	1,264

(2) 中格馬

(単位:千円)

月齡	価額
36	910
37	910
38	910
39	910
40	910
41	910
42	910
43	910
44	910
45	910
46	910
47	910
48	910
49	910
50	910
51	910
52	910
53	910
54	910
55	910
56	910
57	910
58	910
59	910
60	910
61	910
62	910
63	910
64	910
65	910
66	910
67	910
68	910
69	910
70	910
71	910
72	910
73	910
74	910
75	910

月齡	価額
76	910
77	910
78	910
79	910
80	910
81	910
82	910
83	910
84	910
85	910
86	910
87	910
88	910
89	910
90	910
91	907
92	904
93	901
94	898
95	895
96	892
97	889
98	886
99	883
100	880
101	876
102	873
103	870
104	867
105	864
106	861
107	858
108	855
109	852
110	849
111	845
112	842
113	839
114	836
115	833

月齡	価額
116	830
117	827
118	824
119	821
120	818
121	815
122	811
123	808
124	805
125	802
126	799
127	796
128	793
129	790
130	787
131	784
132	780
133	777
134	774
135	771
136	768
137	765
138	762
139	759
140	756
141	753
142	750
143	746
144	743
145	740
146	737
147	734
148	731
149	728
150	725
151	722
152	719
153	716
154	712
155	709

月齡	価額
156	706
157	703
158	700
159	697
160	694
161	691
162	688
163	685
164	681
165	678
166	675
167	672
168	669
169	666
170	663
171	660
172	657
173	654
174	651
175	647
176	644
177	641
178	638
179	635
180~	632

(3)小格馬

(単位:千円)

月齡	価額
36	364
37	364
38	364
39	364
40	364
41	364
42	364
43	364
44	364
45	364
46	364
47	364
48	364
49	364
50	364
51	364
52	364
53	364
54	364
55	364
56	364
57	364
58	364
59	364
60	364
61	364
62	364
63	364
64	364
65	364
66	364
67	364
68	364
69	364
70	364
71	364
72	364
73	364
74	364
75	364

月齡	価額
76	364
77	364
78	364
79	364
80	364
81	364
82	364
83	364
84	364
85	364
86	364
87	364
88	364
89	364
90	364
91	363
92	361
93	360
94	359
95	358
96	356
97	355
98	354
99	353
100	352
101	350
102	349
103	348
104	347
105	345
106	344
107	343
108	342
109	340
110	339
111	338
112	337
113	335
114	334
115	333

月齡	価額
116	332
117	330
118	329
119	328
120	327
121	326
122	324
123	323
124	322
125	321
126	319
127	318
128	317
129	316
130	314
131	313
132	312
133	311
134	309
135	308
136	307
137	306
138	304
139	303
140	302
141	301
142	300
143	298
144	297
145	296
146	295
147	293
148	292
149	291
150	290
151	288
152	287
153	286
154	285
155	283

月齡	価額
156	282
157	281
158	280
159	278
160	277
161	276
162	275
163	274
164	272
165	271
166	270
167	269
168	267
169	266
170	265
171	264
172	262
173	261
174	260
175	259
176	257
177	256
178	255
179	254
180~	252

8 種豚

(1)雄

(単位:千円)

月齡	価額
0	-
1	-
2	19
3	52
4	85
5	118
6	151
7	156
8	160
9	160
10	160
11	160
12	160
13	160
14	160
15	160
16	160
17	160
18	160
19	160
20	160
21	160
22	160
23	160
24	160
25	160
26	160
27	160
28	160
29	137
30	114
31	90
32	67
33	44
34~	20

(2)雌

(単位:千円)

月齡	価額
0	-
1	-
2	19
3	35
4	51
5	67
6	83
7	88
8	92
9	97
10	101
11	105
12	110
13	110
14	110
15	110
16	110
17	110
18	110
19	110
20	110
21	110
22	110
23	110
24	110
25	110
26	102
27	95
28	88
29	80
30	73
31	65
32	58
33	50
34	43
35	35
36	28
37~	20

9 肉用種種雄牛

(単位:千円)

月齡	価額
0	135
1	187
2	239
3	291
4	343
5	395
6	447
7	499
8	551
9	603
10	655
11	678
12	701
13	725
14	748
15	771
16	794
17	817
18	841
19	841
20	841
21	841
22	841
23	841
24	841
25	841
26	841
27	841
28	841
29	841
30	841
31	841
32	841
33	841
34	841
35	841
36	841
37	841
38	841
39	841

月齡	価額
40	841
41	841
42	841
43	841
44	841
45	841
46	841
47	841
48	841
49	841
50	841
51	841
52	841
53	841
54	841
55	841
56	832
57	823
58	814
59	805
60	796
61	788
62	779
63	770
64	761
65	752
66	743
67	735
68	726
69	717
70	708
71	699
72	690
73	682
74	673
75	664
76	655
77	646
78	637
79	629

月齡	価額
80	620
81	611
82	602
83	593
84	584
85	576
86	567
87	558
88	549
89	540
90	531
91	522
92	514
93	505
94	496
95	487
96	478
97	469
98	461
99	452
100	443
101	434
102	425
103	416
104	408
105	399
106	390
107	381
108	372
109	363
110	355
111	346
112	337
113	328
114	319
115~	310

10 共済金の基礎となる胎児の価額

(単位:千円)

畜種	価額
乳用種初生牛価額	39
交雑種初生牛価額	116
褐毛和種初生牛価額	131
黒毛和種初生牛価額	135

11 死亡した胎児の共済価額の基礎となる価額

1) 育成乳牛

(1) 乳用種

(単位:千円)

月齢	価額
0	39
1	53
2	68
3	83
4	98
5	113
6	127
7	142
8	157
9	172
10	187
11	202

2) 育成・肥育牛

(1) 黒毛和種

(単位:千円)

月齢	価額
0	135
1	182
2	230
3	277
4	324
5	372
6	419
7	467
8	514
9	561
10	609
11	645

(2) 褐毛和種

(単位:千円)

月齢	価額
0	131
1	173
2	215
3	257
4	299
5	342
6	384
7	426
8	468
9	511
10	553
11	583

(3) 交雑種

(単位:千円)

月齢	価額
0	116
1	141
2	166
3	190
4	215
5	240
6	265
7	290
8	315
9	337
10	360
11	382

12 肉豚の評価額

(単位:千円)

価額
22

1.3 疾病傷害共済に適用する評価基準について

家畜区分	用途	品種又は対象家畜等	適用する評価基準
乳用牛			育成乳牛 搾乳牛
肉用牛	肥育	黒毛和種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛を除く）の黒毛和種
		褐毛和種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛を除く）の褐毛和種
		交雑種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛を除く）の交雑種
		乳用種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛を除く）の乳用種
	繁殖	黒毛和種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛に限る）及び繁殖用雌牛の黒毛和種
		褐毛和種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛に限る）及び繁殖用雌牛の褐毛和種
交雑種		育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛に限る）及び繁殖用雌牛の交雑種	
一般馬	肥育	育成肥育馬	育成・肥育馬
	繁殖	育成肥育馬 （満36月齢未満）	
	繁殖	繁殖用雌馬	繁殖用雌馬
種豚		雄	種豚（雄）
		雌	種豚（雌）
肉用種種雄牛		肉用種種雄牛	肉用種種雄牛

(別表)

その他の品種等に係る評価基準の適用について

1 その他の品種に係る評価基準の適用について

共済目的等		品種	性別	適用する評価基準
家畜共済	育成乳牛 搾乳牛	ジャージー種 その他乳用種	♀	24月齢未満は育成乳牛 24月齢以上は搾乳牛
	育成・肥育牛 (繁殖用雌牛 育成牛を除く)	黒毛和種×褐毛和種	♂♀	育成・肥育牛(繁殖用雌牛育成牛を除く) 褐毛和種
		日本短角種 和牛間交雑種 肉専用種	♂♀	育成・肥育牛(繁殖用雌牛育成牛を除く) 褐毛和種
		ホルスタイン種 ジャージー種 その他乳用種 (肥育のみ目的、搾乳しない)	♀	育成・肥育牛 乳用種
育成・肥育牛 (繁殖用雌牛 育成牛に限る) 繁殖用雌牛	日本短角種 肉専用種 黒毛和種×褐毛和種	♀	24月齢未満は育成・肥育牛(繁殖用雌牛の育成牛に限る)の褐毛和種 24月齢以上は繁殖用雌牛の褐毛和種	
胎児・初生牛		乳用種×肉用種 交雑種×肉用種	♂♀	交雑種初生牛
		肉用種間の交雑種及び黒毛和種以外の肉用種	♂♀	褐毛和種初生牛

2 飼養の目的が変更となった場合の適用について

元の飼養目的	適用する共済目的	適用する評価基準
育成乳牛及び搾乳牛よりした場合	育成・肥育牛	月齢に関わらず搾乳牛の評価基準の終点価額。
繁殖用雌牛よりした場合		黒毛和種、褐毛和種、交雑種において、月齢に関わらずそれぞれの繁殖用雌牛の評価基準の終点価額。
肉用種雄牛よりした場合		月齢に関わらず肉用種雄牛の評価基準の終点価額。
繁殖用雌馬よりした場合	育成・肥育馬	農用馬、中格馬、小格馬において、月齢に関わらずそれぞれの繁殖用雌馬の評価基準の終点価額。

3 搾乳又は繁殖に供した個体を肥育用に用途変更した場合の共済金の基礎に適用する評価区分

品種	適用する共済目的	適用する価額
乳用種	育成・肥育牛	搾乳牛の終点価額
黒毛和種		繁殖用雌牛(黒毛和種)の終点価額
褐毛和種		繁殖用雌牛(褐毛和種)の終点価額
交雑種		繁殖用雌牛(交雑種)の終点価額
重種、ペルシュロン	育成・肥育馬	繁殖用雌馬(農用馬)の終点価額
サラブレッド、アパルーサ、中間種		繁殖用雌馬(中格馬)の終点価額
ブルトン、北海道和種、ポニー、シェットランドポニー、ミニチュアホース		繁殖用雌馬(小格馬)の終点価額